四七六九番一四　七号
四七六九番一〇九　八号及び九号
四七六九番九八　十号及び十一号
四七六九番四六九　十二号及び十三号
四七六九番一〇〇　十四号
四七六九番一〇九　十五号及び十六号
四七六九番一〇八　十七号から十九号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千畳敷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号を順次結んだ線、標柱十三号から十四号を昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十四号から二十五号を順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県木曽郡上松町大字小川
一〇七番一　一号及び二号
一一〇番一　三号
一一三番一　五号から十三号まで及び十五号から二十一号まで
一一三番二　十四号
一一〇番一　二十二号及び二十三号
一〇九番一　二十四号及び二十五号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
粒良田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を明治三十三年内務省告示第八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県長野市大字篠ノ井山布施
字下沢田　五八一五番二　一号
五七七番一　十六号及び十七号
字上之山　五八二三番　二号
五七六八番地先水路敷　十五号
五八二七番二八　三号
字秤櫛　五七四番一　四号及び五号
字石倉　六号
字上沢田　五七二一番一　十二号
五六九九番　十四号
五六九一番　七号
字三ツ石沖　六〇〇二番一　七号
六〇四二番三　十号
六四〇二番一地先道路　十一号
敷　八号
五九七七番一　九号
字大久保　六一三〇番二　十三号
字峯上之山　五六八七番　十八号
字割畑　五四四九番一

○国土交通省告示第三百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年三月三十日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北川下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県篠山市後川下字フレ尾
二〇番から二三番まで
二三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県篠山市後川下
字福田ノ坪　二四四番　一号及び二号
二四五番　三号から五号まで
二四六番　六号から八号まで
二四七番　九号
二四八番地先水路敷　十号
二四八番　十一号
二五二番　二十八号、三十号及び三十一号
二五二番地先水路敷　二十九号
二五三番　三十二号から三十五号まで
二五七番地先里道敷　三十六号及び三十七号
二五七番　三十八号
字フレ尾　二四番　十二号、十三号及び二十号から二十七号まで
一九番　十四号から十九号まで

○国土交通省告示第三百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年三月三十日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十八年建設省告示第二千五百十三号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の大入沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の大入沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬
字拾参番　六〇九五番六　一号
六一〇九番二　二号
六〇〇一番五　四号及び六号
六〇〇五番　八号
字拾四番　五九七三番一　三号
五九七三番八　五号
五九六七番一　七号

○海上保安庁告示第八十一号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第二十条の規定に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十三年三月三十日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部を改正する告示
海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示（昭和四十二年海上保安庁告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「石垣海上保安部」の下に「及び中城海上保安部」を加える。
第二十条中「完結の日」の下に「の属する年度の翌年度の四月一日」を加える。
附　則
（施行期日）
1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　施行日前に完結した給付に関する書類の保存については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第八十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十三年海上保安庁告示第七十七号（海上保安庁の行政文書の管理に関する定め及び行政文書ファイル管理簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。
平成二十三年三月三十日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
一　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館）　海上保安庁総務部政務課内
二　広島県若葉町五番一号（海上保安大学校本館）　海上保安大学校事務局総務課内
三　京都府舞鶴市字長浜二千一番地（海上保安学校本館）　海上保安学校事務部総務課内
四　北海道小樽市港町五番二号（小樽地方合同庁舎）　第一管区海上保安本部総務部総務課内
五　宮城県塩竈市貞山通三丁目四番一号（塩釜港湾合同庁舎）　第二管区海上保安本部総務部総務課内
六　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番（横浜第二合同庁舎）　第三管区海上保安本部総務部総務課内
七　愛知県名古屋市港区入船二丁目三番十二号（名古屋港湾合同庁舎）　第四管区海上保安本部総務部総務課内